

世羅町議会公式 YouTube 運用規程

(適用)

- 1 この運用規程は、世羅町ソーシャルメディア運用方針（以下「運用方針」という。）に基づき、YouTube を使って情報発信をする際に適用する。

(目的)

- 2 世羅町議会公式 YouTube は、議場での審議内容を中心に議会の活動に関する情報を動画で発信することにより、効率的かつ効果的に情報を拡散し、町民に開かれた議会を実現することを目的とする。

(運用体制)

- 3 世羅町議会公式 YouTube の運用責任者（以下「運用責任者」という。）は、議会事務局長とする。
- 4 世羅町議会公式 YouTube の情報発信に係る業務を行う者（以下「運用者」という。）は、議会事務局職員とする。
- 5 情報発信は、議会事務局に設置してある端末を使用して行う。

(なりすましへの対応)

- 6 運用責任者は、世羅町公式ホームページ上に世羅町議会公式 YouTube を掲載することで、なりすましでないことを証明する。なりすましを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましページが存在することへの注意喚起を行う。

(情報発信)

- 7 基本的人権やプライバシー、肖像権などに十分配慮するとともに、誹謗中傷や単なる噂話、わけつな内容など公序良俗に反するものを発信してはならない。

(アカウント登録)

- 8 アカウント登録に当たり使用するパスワードは、運用責任者が別に定める。
- 9 登録するメールアドレスは、gikai@town.sera.hiroshima.jp のアドレスとする。

(コメント機能)

- 10 世羅町議会公式 YouTube へのコメントは入力できないこととする。

(その他)

- 11 世羅町議会公式 YouTube において、運用責任者が運用規定にそぐわないと判断し

た場合は、予告なく投稿やコメントを修正または削除し、アカウントをブロックすることができる。

(附則)

この規程は、令和6年6月14日から施行する。